

事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度 平成 19 年度

【事務事業の基本的事項】

事 務 事 業 名	老人保健事業費				
担 当 課 係 名	保 健 課		係	作成者	羽崎祥一
総 合 計 画 で の 位 置 づ け	施策の大綱	すべての生命を慈しむ健康福祉のまち			総合計画の ページ
	基本計画	健康づくりの推進と病気予防体制の充実			
	主要施策	健康づくりの推進			45
予 算 費 目	一般 会計	4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 老人保健事業費	
事 業 期 間	平成 年度 ～ 平成 年度		新規／継続の区分		継続
性 質 区 分	☐ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☒ 補助金 ☐ 内部管理				
根 拠 法 令 等	老人保健法他				
事 務 区 分	☒ 自治事務 ☒ 法定受託事務				
運 営 方 法	☒ 直 営 ☐ 直営（一部民間委託） ☐ 民間委託(全部) ☐ 補 助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	満40歳以上の市民を対象とした保健事業。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	対象市民の健康保持に努める。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	集団若しくは医療機関健(検)診を実施することで、受診の機会を与え、その結果要医療と判定された者への医療機関受診を勧奨する。また、要指導者への健康相談、健康教育教育及び訪問指導などを展開する。

【事務事業の推移】

(単位：千円)

項 目		単位	18年度実績	19年度実績	年度実績
効果	活動指標	予定受診者数	人	6,595	10,052
	成果指標	受診者数/対象者数*100	%	67.7	62.2
投下コスト	項 目		総事業費	18年度決算額	19年度決算額
	事業費（人件費を除く）(A)			90,809	84,223
	財源内訳	国 庫 支 出 金		8,407	9,664
		県 支 出 金		8,629	7,877
		地 方 債			
		そ の 他		9,409	8,330
		一 般 財 源		64,364	58,352
	人 件 費 (B)		—	15,706	16,142
		職 員 数	—	2.0	2.0
		職 員 平 均 人 件 費	—	7,853	8,071
	(A) + (B) 投下コスト		—	106,515	100,365
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—	16,151	9,985
	市民1人当たりのコスト(円)		—	3,340	3,197

【事務事業の今までの成果】

継続して保健事業を展開することで受診率の向上、市民の健康増進が図られている。
 なお、老人保健事業には法に基づく健診事業の他に自治体の努力義務とされるがん検診も同一事業で取り組んでいる。よって、効果については主要な健診（基本健診）のみのデータとする。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	平成19年度で老人保健法に基づく保健事業は廃止された。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性		判 定 に 至 っ た 理 由
B	A	現状のまま継続（実施）	法に基づき実施しなければならないが、努力義務とされる検診は内容を検討しつつ、継続する。
	B	見直しの上で継続（実施）	
	C	大幅な見直しの上で継続（実施）	
	D	休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

平成20年度以降は健康増進法に基づき、同一に取り組んで行くものと思われます。但し、法の大きな改正点は、市町村が実施すべきこれまでの基本健診が、保健課だけではなく国保、包括支援でもそれぞれ実施主体となり実施されることになる。

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
B	市民の疾病予防や健康の保持のためにも、受診率の向上の図るためにも、事業のPR及び検診内容の検討などが必要と考える。

一次評価診断図

